

3 高保体第 695 号
令和 3 年 10 月 22 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方」の改訂について（通知）

日頃は、「県立学校の部活動の考え方」に基づき部活動を実施いただき感謝申し上げます。

さて、以前より示しておりました「県立学校の部活動の考え方」は、「まん延防止等重点措置」等が法制化される前に整理された内容であり、「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」が適用された場合の対応を予め周知しておく必要があること、この間の感染拡大への対応により様々な知見が蓄積されてきたことから、生徒の健康・安全に十分に配慮した上で発表会の機会を少しでも多く確保するために、これまでの通知を再整理しました。

つきましては、別添のとおり「県立学校の部活動の考え方」を改訂しましたので、教職員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改訂は現時点の内容であり、今後、国や県の感染防止に係る対応の考え方が変更となった場合は、改めて通知いたします。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内 (TEL:088-821-4900)
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

		対外試合等		日常的な活動	
				部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点
国の措置	緊急事態宣言			・ 原則禁止	・各自が自主練習をすることし、生徒同士が任意で集まることがないよう指導すること ・「非常事態」での活動が認められている部活動並びに学校については、十分な感染防止対策を講じた上で、「非常事態」と同様の留意点に準じて活動すること
	まん延防止等重点措置	県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する		・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、 原則禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「非常事態」の対応に準ずる	
高知県のステージ	非常事態（紫）	※取扱いについては欄外参照		・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、校長の判断により 課業日に限り、1時間程度の活動 を認める。ただし、 週休日等は禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「特別警戒」での活動を校長の判断により認める	・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校については、認められた時間・場所以外で生徒同士が任意で集まることがないよう指導すること ・十分な感染防止対策を講じた上で、「特別警戒」と同様の留意点に準じて活動すること
	特別警戒（赤）			・平日 1時間程度まで ・週休日等 2時間程度まで （週休日の活動は土日のどちらかとする）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
	警戒（オレンジ）	県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する		・平日 2時間程度まで ・週休日等 3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
	注意（黄）			☆ 通常での活動可 ・平日 2時間程度まで ・週休日等 3時間程度まで	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合には、保護者、生徒本人の理解を得たうえで、校長が認めた場合とする
	感染観察（緑）	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない		・平日 3時間まで （校長の許可） ・週休日等 4時間まで （校長の許可）	

～全体共通留意事項～

- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること
- * 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。また、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、活動時間以外には生徒にも可能な限りマスクを着用させるなど、新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問は最新の注意を払うこととする
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についてもより一層健康状態の確認を徹底すること
 なお、公式戦等出場に関しては、関係団体の示す基準に照らし判断すること
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる

〈国の措置「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」が発令されている時及び、高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時（以下、「特別警戒以上」という）の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：原則参加しない。ただし、最終学年の生徒の最後の公式戦・発表会等については、校長の判断により、参加を認めることができる
 - ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
 - ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
- ※直近で、上記①～③の大会へ出場が決まっている部活動については、校長の判断により、「特別警戒」と同様の活動を認めることができる。また、合同チームにおいては、校長の判断により、週休日のどちらか及び休日で2時間以内の合同練習を認めることができる

〈県内での練習試合の取扱いについて〉


- ①「特別警戒以上」にある時は、県内での練習試合は禁止する
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず国の分科会が示す「ステージⅢ」以上の地域とは実施しない。なお、「ステージⅠ・Ⅱ」であっても、感染状況により慎重に検討すること
 実施する場合には相手校の管理職と、令和3年7月21日付け通知の確認事項等について確認し、その内容を記録に残すこと
 （令和3年7月21日付け3高保体第450号「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果及び結果を踏まえた今後の部活動の県外遠征（公式大会を除く）について（通知）」）
- ②「特別警戒」以上にある時は、県外との練習試合は禁止する
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

◆三密の回避
(密閉・密集・密接)



◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
 また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
 （家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の一層の徹底を図ること

参 考		新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～		
		対外試合等	日常的な活動	
国 の 措 置	緊急事態宣言	県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する ※取扱いについては欄外参照	部活動の制限及び活動時間	活動上の留意点
	まん延防止等重点措置		・ 原則禁止 ・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、 原則禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「非常事態」の対応に準ずる	・各自が自主練習をすることし、生徒同士が任意で集まることのないよう指導すること ・「非常事態」での活動が認められている部活動並びに学校については、十分な感染防止対策を講じた上で、「非常事態」と同様の留意点に準じて活動すること
高知 県 の ス テ ー ジ	非常事態（紫）		・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校は、校長の判断により 課業日に限り、1時間程度の活動 を認める。ただし、 週休日等は禁止 ・指定外の学校については、高知県のステージ「特別警戒」での活動を校長の判断により認める	・指定された市町村に所在する学校及び通学生徒が50%を超える学校については、認められた時間・場所以外で生徒同士が任意で集まることのないよう指導すること ・十分な感染防止対策を講じた上で、「特別警戒」と同様の留意点に準じて活動すること
	特別警戒（赤）		・平日 1時間程度まで ・週休日等 2時間程度まで （週休日の活動は土日のどちらかとする）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
	警戒（オレンジ）		県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
	注意（黄）	県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合 には、保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする	
	感染観察（緑）	☆ 通常での活動可 ・平日 2時間程度まで ・週休日等 3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・週休日等4時間まで（校長の許可）		

～全体共通留意事項～

- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること
- * 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。また、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、活動時間以外には生徒にも可能な限りマスクを着用させるなど、新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問は最新の注意を払うこととする
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についてもより一層健康状態の確認を徹底すること
 なお、公式戦等出場に関しては、関係団体の示す基準に照らし判断すること
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる

〈国の措置「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」が発令されている時及び、高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時（以下、「特別警戒以上」という）の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：原則参加しない。ただし、最終学年の生徒の最後の公式戦・発表会等については、校長の判断により、参加を認めることができる
 - ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
 - ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認めることができる
- ※直近で、上記①～③の大会へ出場が決まっている部活動については、校長の判断により、「特別警戒」と同様の活動を認めることができる。また、合同チームにおいては、校長の判断により、週休日のどちらか及び休日で2時間以内の合同練習を認めることができる

〈県内での練習試合の取扱いについて〉


- ①「特別警戒以上」にある時は、県内での練習試合は禁止する
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず国の分科会が示す「ステージⅢ」以上の地域とは実施しない。なお、「ステージⅠ・Ⅱ」であっても、感染状況により慎重に検討すること
 実施する場合には相手校の管理職と、令和3年7月21日付け通知の確認事項等について確認し、その内容を記録に残すこと
 （令和3年7月21日付け3高保体第450号「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果及び結果を踏まえた今後の部活動の県外遠征（公式大会を除く）について（通知）」）
- ②「特別警戒」以上にある時は、県外との練習試合は禁止する
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

◆三密の回避
(密閉・密集・密接)



◆感染症対策の3つのポイント

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
 また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
 （家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の一層の徹底を図ること